解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十七日

徳島県阿南市宝田町井関一五四番地三

財団法人たちばな学苑

清算人　神原　常経

配当公告

大阪府泉佐野市りんくう往来南五番地の三七

破産者　エヌビイエル株式会社

右の者に対する大阪地方裁判所岸和田支部平成二十三年（フ）第八四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金七九二、七二一、二六六円

一、配当することのできる金額

金一〇六、六三五、七七〇円

平成二十五年四月十七日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

破産管財人　塩路　広海

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県八戸市大字類家字村中一五番地、最後の住所東京都中野区上高田五丁目二二番三号東光荘一〇一　被相続人　亡　山田　耕作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

事務所群馬県高崎市江木町一三六六番地一

相続財産管理人　橋爪　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県新座市大和田五丁目七番、最後の住所埼玉県志木市柏町一丁目九番二二―四〇三号　被相続人　亡　大野　次雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三―一七―二一―三〇一田原総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田原　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市下小中山三八四番地六、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　柏木　克将

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

事務所新潟県新発田市中央町三丁目二番二三号セントラルビル二階

相続財産管理人　弁護士　吉村　一洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟市西蒲区巻甲四二八三番地六、最後の住所新潟市西区寺尾東一丁目一二番一八号

被相続人　亡　玉木　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

新潟市西蒲区巻甲四一八二番地一九

相続財産管理人　川島　明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南巨摩郡富士川町天神中條一六七番地、最後の住所千葉県習志野市谷津四丁目八番四―二一五号　被相続人　亡　長澤　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

山梨県甲府市中央一丁目一二番二〇号異人館ビル三階石川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石川　恵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区佐藤一丁目一〇三七番地二、最後の住所静岡県浜松市中区佐藤一丁目一五―二　被相続人　亡　鈴木　康夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

静岡県湖西市吉美三二五七番地グリーンビルＡ―一―Ｈ

相続財産管理人　杉浦　登

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市六軒屋町西一丁目四番地一二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　野村　喬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

名古屋市中区丸の内三―二〇―一七中外東京海上ビル一二階ひかり弁護士法人アイリス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今井　千尋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍　愛知県刈谷市元町六丁目四三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

愛知県碧南市野田町二七番地

相続財産管理人　正木　浩司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市関戸三丁目七七五番地、最後の住所和歌山県和歌山市小雑賀六九〇番地の六　被相続人　亡　長井　徳行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

和歌山県和歌山市九番丁四番地一ラウムズ和歌山九番丁三〇四号

相続財産管理人　弁護士　辻本　圭三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市市小路一四二番地一、最後の住所和歌山県和歌山市鳴神一八四番地の二〇　被相続人　亡　前田　光成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

和歌山市小松原通三丁目六八番地ＴＥビル三階

相続財産管理人　弁護士　上岡　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市鹿島町恵曇四七二番地、最後の住所島根県松江市朝日町四八七番地四六

被相続人　亡　安達　春木

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

島根県松江市法吉町五八五番地五

相続財産管理人　伊藤　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市大字小山一八〇番地、最後の住所大分県日田市大字小山一八一番地一　被相続人　亡　原田　茂好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月十七日

大分県日田市大字日高九二〇番地二

相続財産管理人　矢野　寛治